

京都府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例

平成19年2月8日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 機械、設備、衣服その他の物品の賃貸借契約(当該賃貸借に付随して、保守、改良その他の役務の提供又は消耗品の供給を受けるものを含む。)
- (2) 役務の提供を受ける契約で、前号の物品の賃貸借を伴うもの
- (3) 機械設備、情報システムその他の物件の保守及び管理の委託契約で、特許権、著作権その他の排他的権利に係るもの、特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の専門的な知識を必要とするものその他特定の者以外の者では契約を履行することができないもの
- (4) 契約の相手方が、当該契約の履行の当初において、機材の調達又は設備の設置に多額の負担をする契約で、当該機材又は当該設備を翌年度以降にわたり当該契約の履行のためにのみ使用するもの
- (5) 契約の相手方が、当該契約に基づく業務を熟知し、又はこれに熟練する必要があるため、当該業務に習熟するのに長期間を要する契約で、当該業務に習熟していなければ、第三者の利益を害するおそれがあるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、業務の適正な履行のために広域連合長が特に必要と認める契約

(契約期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、5年を超えない範囲で広域連合長が定めるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。